

## 自主点検実施要領

令和4年12月16日  
国土交通省 海事局

## I. 船首甲板開口部関係

船首甲板開口部にかかる自主点検は、人を運送する総トン数20トン未満の船舶（航行区域が平水区域となっているものを除く。）を対象として、船首甲板開口部の点検を以下手順により行ってください。

## 1. 船首甲板開口部を特定

船首甲板（船首から船全体の4分の1までの上甲板）においてハッチ、出入口、通風口（通風筒）などの船首甲板開口部の有無を確認し、船首甲板開口部がある場合はその位置を特定してください。

なお、船首甲板開口部には、上甲板より上方にある旅客室天井及びフライングブリッジ甲板にあるものを除きます。



## 2. 点検の実施

(1) 自主点検結果回答表を用いて特定した船首甲板開口部を点検して、その結果を入力するとともに、その裏付けとなる船首甲板開口部等の画像を記録してください。

(2) その裏付けとなる船首甲板開口部等の画像は下記の通りです。

船舶全体の画像（船首甲板開口部の位置を特定できる周囲の甲板室などを含むもの）、船首甲板開口部の状態（ハッチ等の裏表、通風筒全体、コーミング内外、

パッキン部分、密閉状況等)を判別できる画像、船首甲板開口部が整備された場合にあってはその箇所の整備前後の画像、船首部隔壁が設置されている場合にあってはその画像

※ご提出頂く画像については、上記1.の図及び画像を参考にしてください。

- (3) 特にはめ込み式ハッチを装備している場合にあっては、下記に注意してください。
- ・縁を含め、ふた板全体について、損傷がないこと。
  - ・裏面にパッキンが取り付けられる仕様のものについては、パッキンに損傷がなく、適切に取り付けられていること。
  - ・実際にふた板を取り付け、正常な嵌め合い位置に取り付けることができ、波の打ち込み、滞留水等により容易にふた板が外れることがないと想定できること。
  - ・船首甲板開口部周囲に設けられている放水口が塞がれていないこと。
- (4) 損傷がある場合は、速やかに修理を実施してください。なお、船首甲板開口部のコーミングの新替えは、「船体の主要部についての取替え、その他の作業で船体の強度、水密性に影響のある修理」に該当しますので臨時検査が必要となります。受検について日本小型船舶検査機構（JCI）支部にご相談ください。
- (5) 直近一週間分の発航前検査記録簿（参考：別紙1別添）の写し（PDFファイル、画像ファイル等）を最寄りの地方運輸局等までご提出ください。

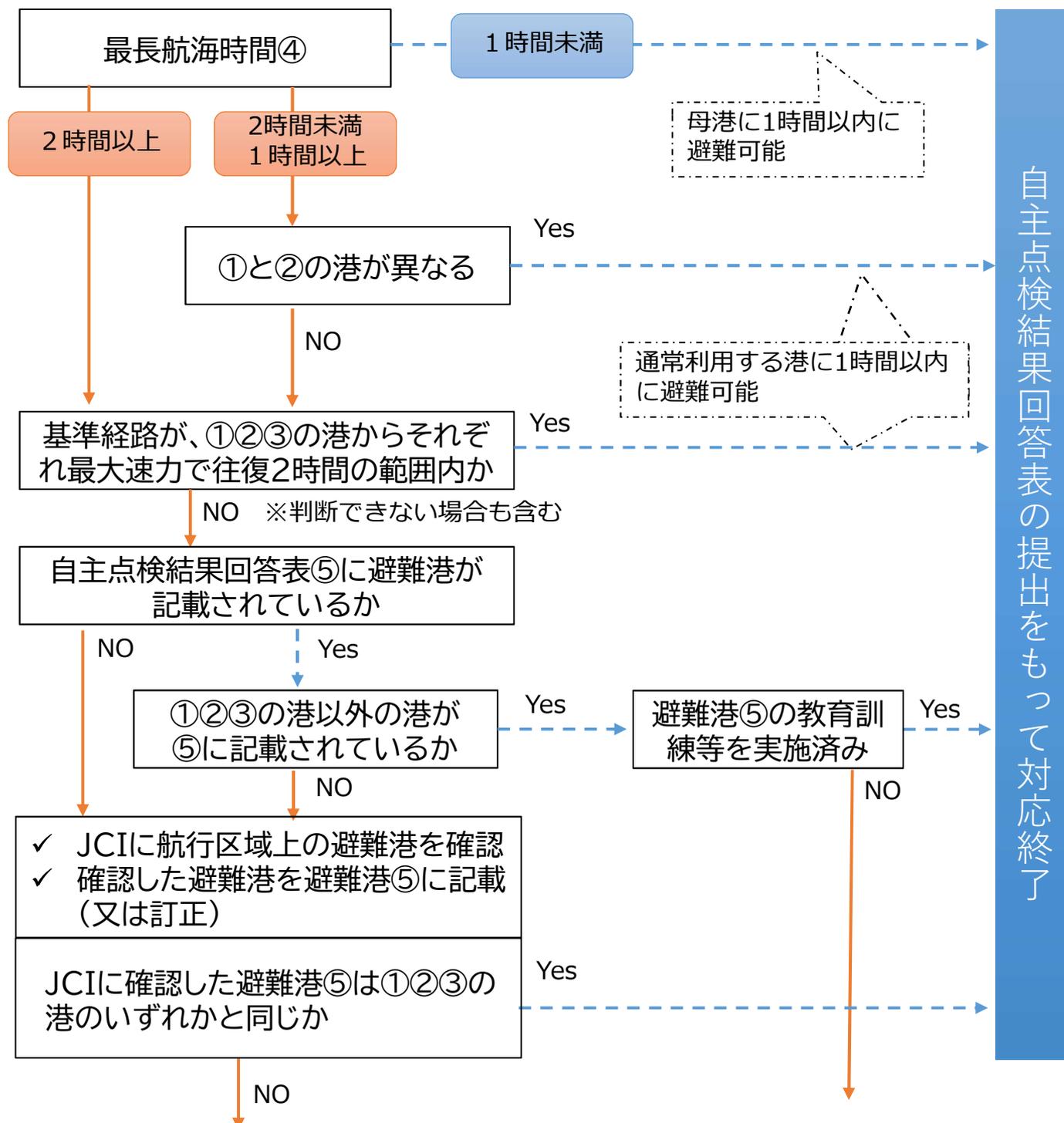
## II. 避難港関係

1. 避難港にかかる自主点検は、人を運送する総トン数20トン未満の船舶（航行区域が平水区域となっているものを除く。）を対象に行ってください。
2. 作業は、はじめに自主点検結果回答表に必要事項を記入した後、次頁のフローチャートを参考に、避難港の再確認を行うとともに、船員等に対し、避難港の場所、港湾管理者等が定める入港・着棧方法や港利用における注意事項等に関する教育、及び入港訓練を行ってください。
3. 避難港を設定している基準経路が複数あるなどの理由から自主点検結果回答表⑤の避難港欄に記載が困難な場合にあっては、避難港を設定している基準経路別に自主点検結果回答表を作成し、2の作業を行っていただく方法でも問題ありません。

## 航行区域上の避難港の再確認及び教育訓練等の実施に関する 自主点検チェックフロー

自主点検結果回答表に必要事項を記入した後、下のフローに沿ってチェックをお願いします。

※○数字は、自主点検結果回答表Ⅲ.の項目番号（①起点港、②終点港、③寄港地、⑤避難港）



自主点検結果回答表の提出をもって対応終了

船員等に対し、避難港の入港方法等の教育及び避難港への入港訓練を実施  
【令和5年3月15日(季節運航の場合には運航開始前日)までに完了】